

# 中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービス実証実験 実験実施地域 公募要領

## 1. 概要

○超高齢化が進行する中山間地域における人流・物流の確保のため、道の駅など地域の拠点を核とする自動運転サービスの導入を目指し、今年夏頃より、全国10箇所を実証実験を開始します。

○本実証実験を通じて、中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービスの社会実装に向けた、道路・交通、地域環境、コスト、社会受容性、地域への効果等の内容について検証を行う予定です。

○なお、本実証実験は戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「自動走行システム」における自動運転技術の地方展開を目指したプロジェクトの1つとして実施するものです。

※平成29年度実証実験計画の詳細については、国土交通省自動運転戦略本部 第2回会合（平成29年3月29日）資料1をご覧ください。

URL：[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk7\\_000018.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk7_000018.html)

## 2. 募集対象

○主にビジネスモデルの検討に資する道の駅等の地域拠点※を5箇所募集します。

○地域指定型で選定した5箇所（平成29年4月25日公表）以外の地域にも配慮しながら、有識者の意見を踏まえて選定する予定です。

※自動運転車両の発着スペースを有し、地域の生活や活動の核となる施設

## 3. 応募主体

○中山間地域の市町村※（もしくは都道府県）とします。

○都道府県が応募主体となる場合、実験実施地域である当該都道府県内における中山間地域の市町村と実証実験の実施に関して調整が図られていることが必要です。

※特定農山村法による「特定農山村地域」、山村振興法による「振興山村」、過疎地域活性化特別措置法による「過疎地域」、半島振興法による「半島振興対策実施地域」、離島振興法による「離島振興対策実施地域」のいずれかに該当する指定地域を有する市町村

#### 4. 企画提案内容

○表1 ①～④の内容について、指定様式（様式1及び2）に基づき作成ください。

<表1：実験実施地域 公募要領の企画提案内容>

項目	企画提案内容
①地域の課題	○自動運転サービスを通じて解決を図る地域の課題について記載 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活の足の確保（買物・病院、公共サービス等）</li> <li>・物流の確保（宅配便・農産物の集出荷等）</li> <li>・地域の活性化（観光・働く場の創造等） 等</li> </ul>
②将来のサービス内容	○地域課題に対応した将来のサービス内容の案を記載 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道の駅等の地域の拠点を核とした自動運転車両の活用方法など具体的なサービスイメージ</li> <li>・自動運転サービスの運営方法、運営主体などの想定される将来のビジネスモデル</li> <li>・想定している社会実装に向けたロードマップ</li> </ul>
③今回の実験内容	○今回の実証実験における走行ルート案や実証実験を通じた検証内容・方法を記載 <ul style="list-style-type: none"> <li>・走行距離は概ね4～5km程度（一部又は全部の区間で交通規制等による専用空間の構築が可能であること）</li> <li>・地域の課題解決への効果を検証する方法（高齢者の外出の増加、農作物の集出荷の拡大等に関する可能な限り定量的な効果検証を実施）</li> </ul> ※使用する実験車両については、実験内容を踏まえ国土交通省において調整させていただきます。
④協力体制	○実証実験において連携が見込まれる関係機関や社会実装に向けての地域の協力体制について記載 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理者、警察、公共交通事業者、物流事業者、農林商工関係者、地域住民団体 等</li> </ul>

#### 5. 応募手続き

○企画提案の方法

実験実施地域に関する企画提案にあたっては、事前相談が必要です。企画提案を希望する市町村等は、実施地域を所管する地方整備局等に予め相談ください。（表2参照）事前相談の結果を踏まえ、企画提案書（様式1）及び概要説明シート（様式2）、必要な参考資料を提出ください。

様式1：企画提案書 ダウンロード(Microsoft Word 形式)

様式2：概要説明シート ダウンロード(Microsoft PowerPoint 形式)

○企画提案書の受付期間

企画提案書（様式1）及び概要説明シート（様式2）の受付期間  
平成29年4月25日（火）～平成29年5月25日（木）

○企画提案にあたっての相談、問い合わせ、提出

企画提案しようとする案件の内容についての相談や企画提案書類の作成方法等の問い合わせ、提出は、実施地域を所管する地方整備局等で受け付けております。（表2参照）

<表2：企画提案にあたっての相談、問い合わせ、提出先>

提出先	住所	担当	tel
北海道開発局	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目第1合同庁舎	道路計画課	TEL:011-709-2311 (代表)
東北地方整備局	〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	交通対策課	TEL:022-225-2171 (代表)
関東地方整備局	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	道路計画 第二課	TEL:048-601-3151 (代表)
北陸地方整備局	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	地域道路課	TEL:025-280-8880 (代表)
中部地方整備局	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号三の丸庁舎	計画調整課	TEL:052-953-8171 (課直通)
近畿地方整備局	〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	交通対策課	TEL:06-6942-1141 (代表)
中国地方整備局	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	交通対策課	TEL:082-221-9231 (代表)
四国地方整備局	〒760-8554 高松市サンポート3番33号	道路計画課	TEL:087-851-8061 (代表)
九州地方整備局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎	交通対策課	TEL:092-471-6331 (代表)
内閣府 沖縄総合事務局	〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	道路建設課	TEL:098-866-0031 (代表)

## 6. 企画提案の評価基準



○実験実施地域の選定にあたっては、以下の評価基準に基づき、総合的に評価を行います。

<表3：企画提案の評価基準>

項目	評価基準
①的確性	・応募の内容が、自動運転サービスの社会実装に向けた実証実験の趣旨に合致し、地域の課題解決に対する寄与が見込まれること。
②実行性	・実証実験を行うにあたり、実施に向けた関係機関との連携体制が既に構築されている、又は連携体制の構築が見込まれること。
③具体性	・自動運転サービスの導入に向けたイメージ、将来のビジネスモデル、それらの検証方法が具体的に示されていること。
④継続性	・実証実験後も、自動運転サービスの社会実装に向けた取組みが、応募主体を中心に、サービス事業者等の関係者と連携しながら、継続的に実施される見込みがあること。
⑤地域の受容性	・実証実験後も、自動運転サービスの社会実装に向けて、地域の合意形成が図られる見込みがあること。
⑥その他	・その他、本要領及び平成29年度実証実験計画の内容に合致していること。

※応募主体が、既に他の国の自動運転に関する支援（経済産業省 スマートモビリティ研究開発事業等）を受けている場合、実験実施地域として選定されないことがあります。

## 7. 選定の流れ

- 4月25日（火） 企画提案の公募開始  
↓  各地方整備局等の窓口と相談
- 5月25日（木） 企画提案の提出〆切り（自治体⇒各地方整備局）  
↓  有識者の意見
- 7月頃 実験箇所の選定

## 8.その他

### (1) 役割分担

○実証実験の実施にあたっては、実験実施地域毎に国土交通省（地方整備局等）を中心とした地域実験協議会を設置し、この協議会が主体となり実証実験の運営・評価等を行います。

○主要な関係機関の役割分担については、以下を基本としつつ、詳細は地域実験協議会における議論を踏まえて決定するものとします。

#### 1) 国土交通省（地方整備局等）

地域実験協議会の運営・管理、実験実施計画（実験場所、実験内容、スケジュール等）の策定、実験の実施、現場管理、結果の評価 等

#### 2) 実験車両協力者

自動運転車両等の貸出・点検保守、走行に必要なデータ取得等、技術的アドバイス、実験車両の運行 等

#### 3) 市町村等（今回公募対象）

実証実験の場所の提供・管理、実験に係る関係者（地元住民等）との調整（周知・意見聴取等） 等

### (2) 経費負担

○本事業における実験実施地域として選定された応募主体に対する直接的な予算措置はありません。経費負担については、以下を基本としつつ、詳細は地域実験協議会における議論を踏まえて決定するものとします。

- ・使用する実験車両やその運行に係る経費は、国土交通省において負担します。
- ・地域実験協議会の運営・管理や結果の評価など基本的な経費は、国土交通省において負担します。ただし、応募主体等の個別の活動については、応募主体等の負担とします。
- ・実証実験の場所の提供・管理に係る経費は、応募主体等の負担とします。

以 上